

# 市町村合併について 考えてみませんか



地域の将来を決めるのは住民の皆さんです

あなたのまちの将来について

考えてみませんか

北海道

# 市町村合併って何ですか

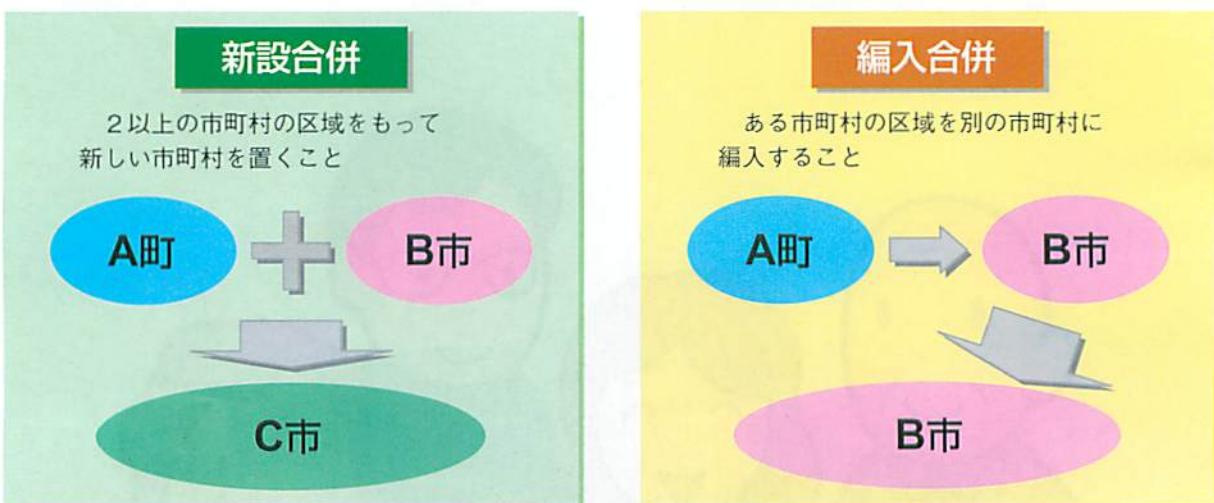
## ● 市町村合併とは？

市町村合併は、行政サービスを維持し、今後さらなる向上を図るために、いくつかの市町村が一つになって、広域的で効率的な行財政運営を図ろうとするものです。

平成の市町村合併は、分権型社会に対応した住民主役の地方自治を確立するために、市町村の「ちから」を集めて、より効率的な行政運営や魅力あるまちづくりが展開できる市町村（＝基礎自治体）を創ることを目的としています。

## ● 市町村合併の方式

市町村合併には、「新設合併」と「編入合併」の2つの方式があります。



### 市町村合併を推進するために

- 地方分権改革の進展に伴い市町村合併の必要性についての国民の認識が高まったことから、国は、平成11年7月、地方分権一括法の制定に合わせ、合併特例法の一部改正を行い、合併を推進するための手厚い特例措置を盛り込みました。これにより、いわゆる「平成の大合併」が幕を明けました。
- 平成17年4月には、「市町村の合併の特例等に関する法律」いわゆる合併新法が施行され、旧合併特例法に引き続き、平成22年3月末までの5年間、さらに自主的な市町村合併が推進されることとなりました。
  - ・合併新法の目的は、「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようすること」です。
  - ・合併新法には、都道府県が市町村合併に関する構想を策定することが定められています。北海道では、国が定めた基本指針を踏まえ、平成18年7月31日に「北海道市町村合併推進構想」を策定しています。
- 国と道は、自主的な市町村の合併が円滑に行われるよう、それぞれ合併支援プランを策定し、合併協議や合併後のまちづくりに対する財政的、人的支援など、さまざまな支援策を講じることとしています。

# 今なぜ市町村合併なのでしょうか

私たちの生活や市町村を取り巻く環境は、さまざまな面で大きく変化しています。

こうした中、市町村が今後とも住民に必要な行政サービスを提供していくためには、市町村の体制を一層充実・強化し、より広い観点から一体的なまちづくりを進めていく必要があります。

市町村合併は、そのための取組です。



## ● 私たちの日常生活圏や地域の経済圏は大きく広がっています

交通基盤の整備などに伴い、通勤、通学、買い物、通院などの行動範囲は大きく拡大し、既存の市町村の区域を越えて、私たちの日常生活や地域の経済活動が営まれるようになりました。

市町村合併は、住民生活や経済活動の範囲に応じて行政の区域を見直すことです。

## ● 行政サービスが高度化し、広域的な対応が必要となっています

社会の変化に伴い、医療、福祉、廃棄物など生活に身近な分野においても、一つの市町村だけでは対応困難な課題が増え、より広い地域での対応が必要となっています。

市町村合併は、こうした広域的な課題に対応するために実効性の高い方法と考えられています。

## ● 地方分権時代の主役は市町村です

地方分権改革の進展に伴い、市町村の役割や責任は重みを増し、地域の実情に合った政策立案能力や、多様化する行政ニーズに対応できる専門性が必要となっています。

市町村合併は、能力の高い自治体を創るための有力な方法と考えられています。

## ● 財政の健全化は、日本の喫緊の課題となっています

我が国の財政は、巨額の借金を抱え極めて厳しい状況に置かれています。これ以上、将来世代へ借金返済を先送りしないためには、国、地方を通じて徹底した歳出の抑制や行政改革に努め、より簡素で効率的な行政としていく必要があります。

市町村合併は、厳しい財政制約の下、足腰の強い行政体制をつくるために極めて効果的な方法と考えられています。

## ● 人口の減少や少子・高齢化が、社会全体に様々な影響を与えます

本道の人口は、約10年前から減少に転じ、今後も加速度的に減少を続けると予測されています。併せて、全国を上回る速さで少子・高齢化が進行し、社会全体に重大な影響が生じることが予想されます。

例えば

- ・農業や商店の担い手が不足する
- ・地域の伝統文化の継承が難しくなる
- ・福祉や医療の負担が増加する
- ・地方税や地方交付税が減少する

市町村合併は、こうした今後の変化に備え、将来にわたって暮らしやすい地域づくりを進めるために、最も有効な方法と考えられています。

# 合併すると何が変わるの

市町村合併により市町村の規模が拡大するため、行政の効率化と基盤の強化が図られます。

このため、行政サービスの維持や向上、広域的な視点に立ったまちづくり、地域振興など、様々な効果が期待できます。



## 行政サービスの維持・向上が図られます

専任の職員や組織の配置などにより、高度化・多様化する行政需要に、より的確に対応することが可能となります。

また、利用が制限されていた他の市町村の公共施設を利用できるようになるため、同種の公共施設の重複建設を避け、住民ニーズに対応して効率的かつ重点的に施設を設置することが可能になります。

## 広域的視点に立ったまちづくり施策が展開できます

幹線道路の機能的な整備、地域の個性を活かした住宅や産業団地のゾーニングなど、一的なまちづくりを進めていくことが可能になります。また、環境政策や水資源対策、観光振興など、広域的な調整や取組を必要とする様々な施策を、より効果的に展開することができます。

## 行政の効率化と行政サービス提供基盤の強化が図られます

市町村長をはじめとする特別職、管理部門の職員、議会議員、各種委員会及びその事務局は、新たな市町村の規模に合わせて配置されるため、行財政の効率化が図られます。

効率化により生み出された経費や人員は、行政サービス部門などに充てることが可能になるため、経費や職員数を増加させることなく、行政サービスを充実させることができます。

## 地域のイメージアップと総合的発展が期待されます

農協や漁協などの産業団体との広域的、一体的な取組が可能になり、地域産業の振興を効果的に実施することができます。また、市制施行やより大きな市町村の誕生は、存在感の増大や地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定住、プロジェクトの誘致などの効果が期待されます。

### 例えば、こんなメリットがありましたー合併した市町村の事例

- 旧市町村界を越えて保育所を利用できるようになり、延長保育や勤務地に近い保育所の利用が可能になった。
- それぞれの町にあった図書館がネットワークで結ばれ、利用できる図書の範囲が広がった。
- 住民同士の交流が増え、文化活動がにぎやかになった。
- 学芸員や社会福祉士などの配置が可能になり、高度な行政サービスを提供できるようになった。
- 水産漁獲高が日本で有数のまちとなってPRしやすくなり、水産資源を活かしたまちづくりの取組に弾みがついた。

# 合併への不安がありますが



合併により心配されることもあります。合併による効果を十分理解し、不安な事柄については、ひとつひとつ議論を重ねていくことで、合併への不安を克服していくことができます。

Q 中心部だけが発展し、周辺部が寂れてしまいませんか？



A 合併協議では、合併後のまちづくりをどのように進めていくか、地域の住民のみなさんで決めていくことができます。また、合併後も、合併新法で設けられている「地域自治組織」などの制度を活用して、地域の皆さんの意向を行政に反映させることができます。

それぞれの地域特性を活かしながら、均衡あるまちづくりを図り、中心部と周辺部が共に発展していくよう、よく話し合って決めていきましょう。

Q 地域の個性や伝統が失われることはありませんか？



A 合併前の市町村の歴史や伝統は、新たな市町村の貴重な財産です。地域のみなさんの意見を反映させながら、合併後もみなさん自身の手で地域の個性を守り、育てていくことが大切です。

合併後のまちづくりを検討する中で、各地域の歴史や文化を見つめ直し、今まで以上に魅力のあるまちづくりを進めていきましょう。

Q 面積が大きくなると、住民の声が届きにくくなったり不便になったりしませんか？



A 合併前の市町村の区域ごとに地域審議会や地域自治区などを設置して、地域住民の意見を行政に反映させていくことができます。

また、合併前の市役所や役場は、一般に新たなまちの「支所」や「分庁舎」として活用され、これまでと変わらない窓口サービスが受けられますし、さらに、本所と支所をオンライン化することで、どこでも各種申請や証明書の交付が行えるようになるなど、むしろ利便性が高まることが期待できます。

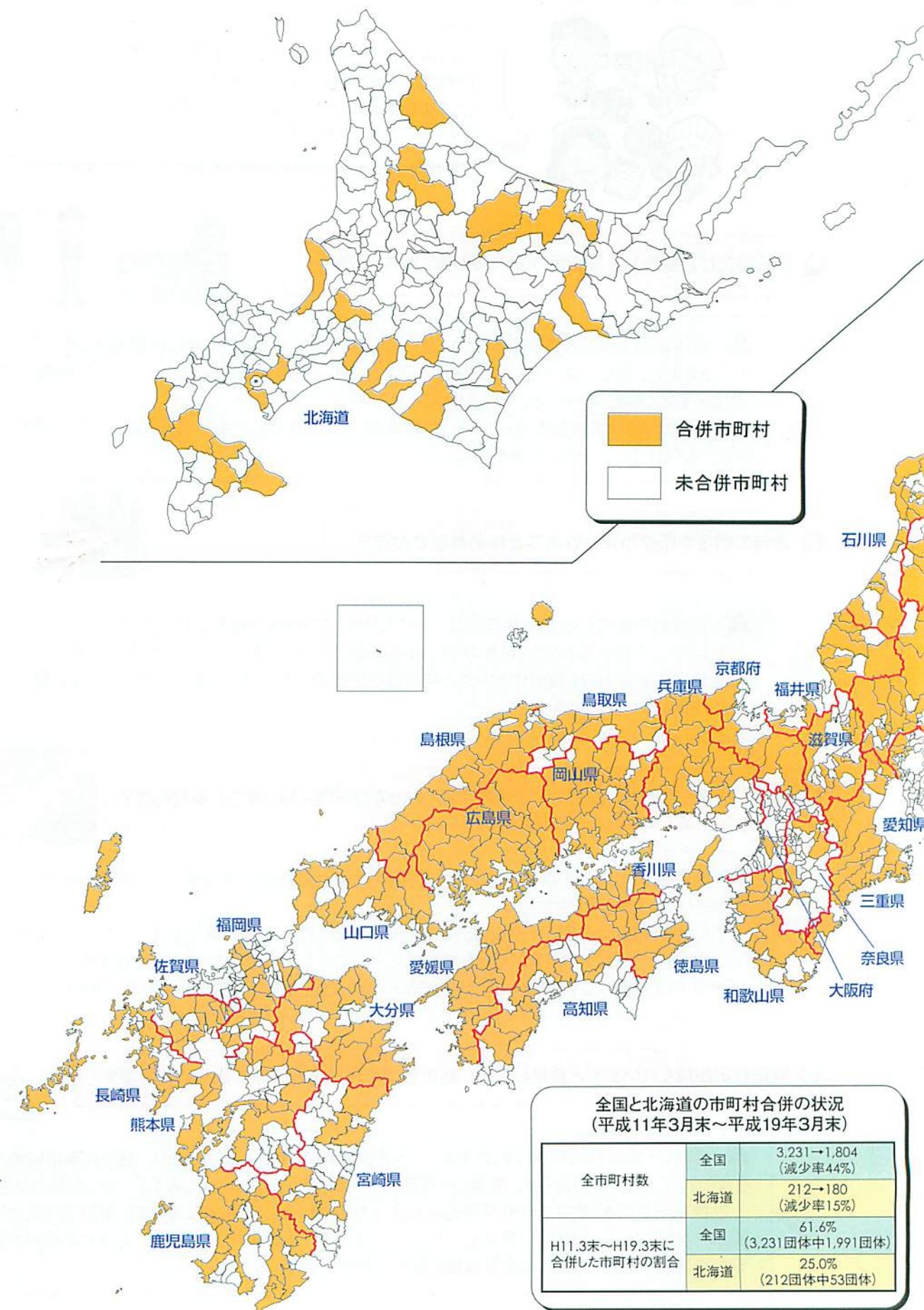
Q 財政状況が良くないまちと合併したら、私たちの負担が増えるのではないですか？

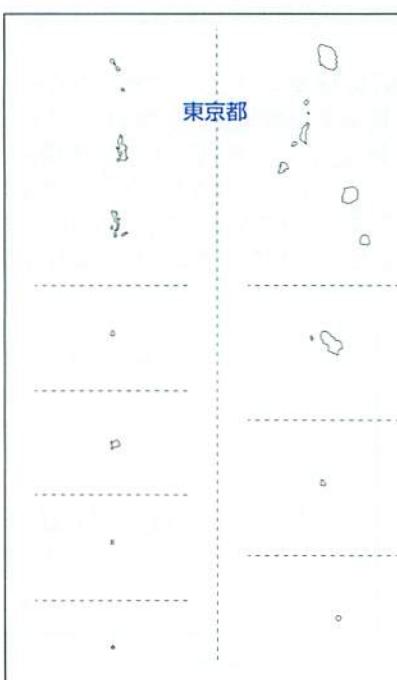


A 合併して市町村の規模が拡大すると、大きな事業ができるようになったり、様々な事務経費が効率化されたりして、長い目で見ると、安定した行政サービスを受けられるようになるなど、多くの利点が生じます。

財政状況が大きく異なる市町村同士が合併する場合には、合併後当分の間、旧市町村ごとに異なる税率を適用したり、合併前に積み立てた基金の活用方法を工夫するなどして、お互いの住民が納得できるよう知恵を出し合いながら、合併協議を進めていきましょう。

## 全国の市町村合併の状況（H19.3.31現在）





鹿児島県



沖縄県

沖縄県

# こんな疑問もあるんですけど

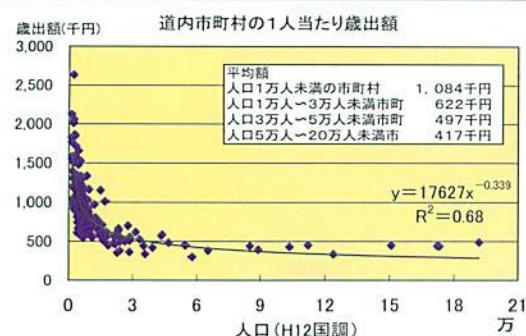
Q 北海道は他の都府県と違うのでは？

A 道内の市町村は、平均すると面積が広く、人口密度が低いという特色を持っているため、他の都府県とは異なるのではないかという意見もあります。

しかしながら、道内の市町村を取り巻く環境は他の都府県の市町村と比べて厳しい状況にあるため、むしろ他の都府県以上に、市町村の行政体制を充実させていく必要があるのも事実です。

行政体制を充実・強化し、足腰の強い自治体を創り上げていくためには、一定の人口規模を備えることが望ましいと考えられています。合併新法に基づく国の基本指針では、都道府県が策定する合併構想の対象とすべき市町村として、「おおむね人口1万人未満の小規模市町村」が明示されています。北海道では全市町村の6割以上に当たる114市町村が人口1万人未満であり、これは全国の23%を占めています。

合併新法では、住民自治の強化のための方策として、「合併特例区」や「地域自治区」などの制度が新たに盛り込まれ、合併前の市町村の区域ごとに地域住民の声を行政運営に反映させるしくみが用意されています。合併により広大な面積となる市町村では、これらの制度を積極的に活用することにより、地域の伝統や個性を活かしながら、北海道の風土にふさわしい地域づくりを進めていきましょう。

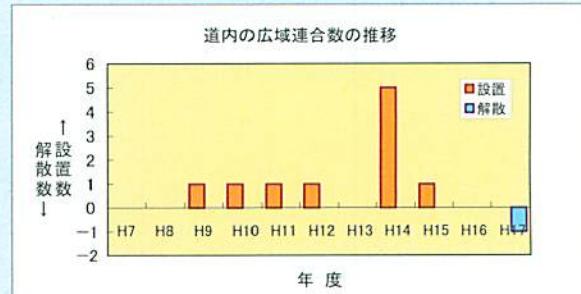
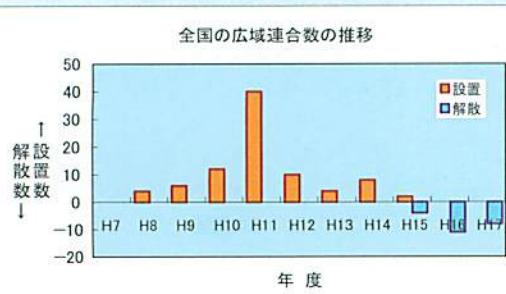


Q 合併以外には方法はないんですか？

A これまでにも、行政の効率化を図るために、市町村が共同して事務を行う「広域行政」という方法が多く用いられてきました。

このうち、広域行政の中で最も進んだしくみである「広域連合」について見てみると、道内では、平成14年度に介護保険やごみ処理の業務を行うため5つの広域連合が設置されたのがピークで、その後も道内各地域で様々な検討が行われてきました。しかしながら、広域連合には、市町村との二重構造となるため構成団体間の調整に多くの労力を要するなど、多くの課題があることから、近年はなかなか設置が進まない状況にあります。

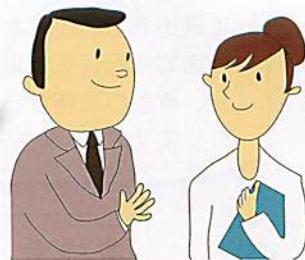
広域行政は共同処理する事務の範囲内で行政の充実・強化を図るために有効な手法と考えられていますが、一方、市町村合併は市町村の行政体制そのものを変えていく取組であるため、最も有効な手法と考えられています。



# 私たちのまちはどこと合併すればいいの

市町村合併の相手を決める際には、そこに住む住民自身が、新たな市町村に対し一体感を感じられるようにしていくことが重要と考えられます。

北海道が策定した「北海道市町村合併推進構想」には、道から市町村や道民の皆さんに対する情報提供として、道内における市町村合併の組合せを示しています。



## Q 合併の相手はどうやって決めるの？

**A** 市町村合併は、合併しようとする市町村や住民が自主的に考えて決めます。

一般的には、まず、合併しようとする市町村の市役所や役場が、住民の意見を踏まえて、どこと合併するかを考えていきます。次に、合併の相手となる市町村と調整を行い、お互いに意見が一致したら、住民への説明会などを開催するとともに、議会の議決をもらって、合併に向けた話し合いをするための「合併協議会」を設置します。

このように、市町村合併は、国や道が決めるのではなく、合併する市町村自身が、その地域の住民や議会と相談しながら、決めていくしくみになっています。

## Q 道が作った合併推進構想って何？

**A** 道は、平成18年7月に「北海道市町村合併推進構想」を策定しました。この合併構想には、道内の市町村が置かれている状況、合併についての道の考え方、市町村合併の組合せなどが示されています。

この組合せは、通勤・通学をはじめとする日常生活のエリア、今後も適切な行政サービスを維持できる人口規模、合併によって周辺地域の寂れを生じさせないための最大時間など、様々な要素を客観的に分析して決められたもので、市町村や住民の皆さんが、市町村合併について検討や協議を行う際の出発点となるものです。

## Q 合併構想の組合せと違う相手と合併したいんですけど？

**A** 市町村や住民の皆さんが、道の構想の組合せと異なる組合せで合併しようとする場合には、その意向は最大限に尊重することとなっています。

この場合、道は、地域で協議しようとする組合せを合併推進構想に追加するなどの対応を行い、地域の自主的な取組を支援していくこととしています。

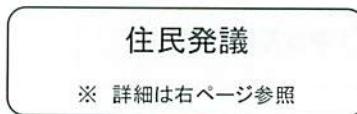
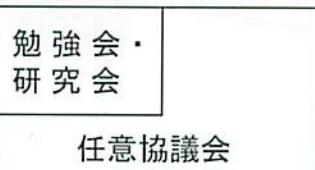
# 合併協議はどうやって進められるの

市町村合併は、関係する市町村や住民の自主的な判断によって進めることが基本です。

市町村合併を実現するまでの流れは一般的には次のようになります、事前の調整から合併が実現するまでには、多くの時間がかかりますので、余裕を持って検討を始めることが大切です。



## 事前協議期間



市町村長による合併協議会設置の提案

法定合併協議会設置の議会議決

## 協議期間

法定合併協議会

協議項目の例  
・合併の方式  
・合併の期日  
・新市町村の名称  
・事務所の位置  
・財産や公の施設の取扱い  
・議員の身分の取扱い  
・審議会や自治区の取扱い  
・税や使用料の取扱い  
etc.

関係機関、団体との調整

合併協定書の調印

## 合併準備期間

関係市町村議会の合併の議決

知事への申請

合併準備作業  
・各種施策の細部調整  
・組織機構の検討・決定  
・電算システム統合準備  
・住民などへの周知  
・引き継ぎ財産の整理  
・条例・規則の改訂準備  
・選挙又は議会再編準備  
・合併記念式典の準備  
・庁舎等再編準備  
etc.

道議会の議決

総務大臣への届出

総務大臣による告示

合併

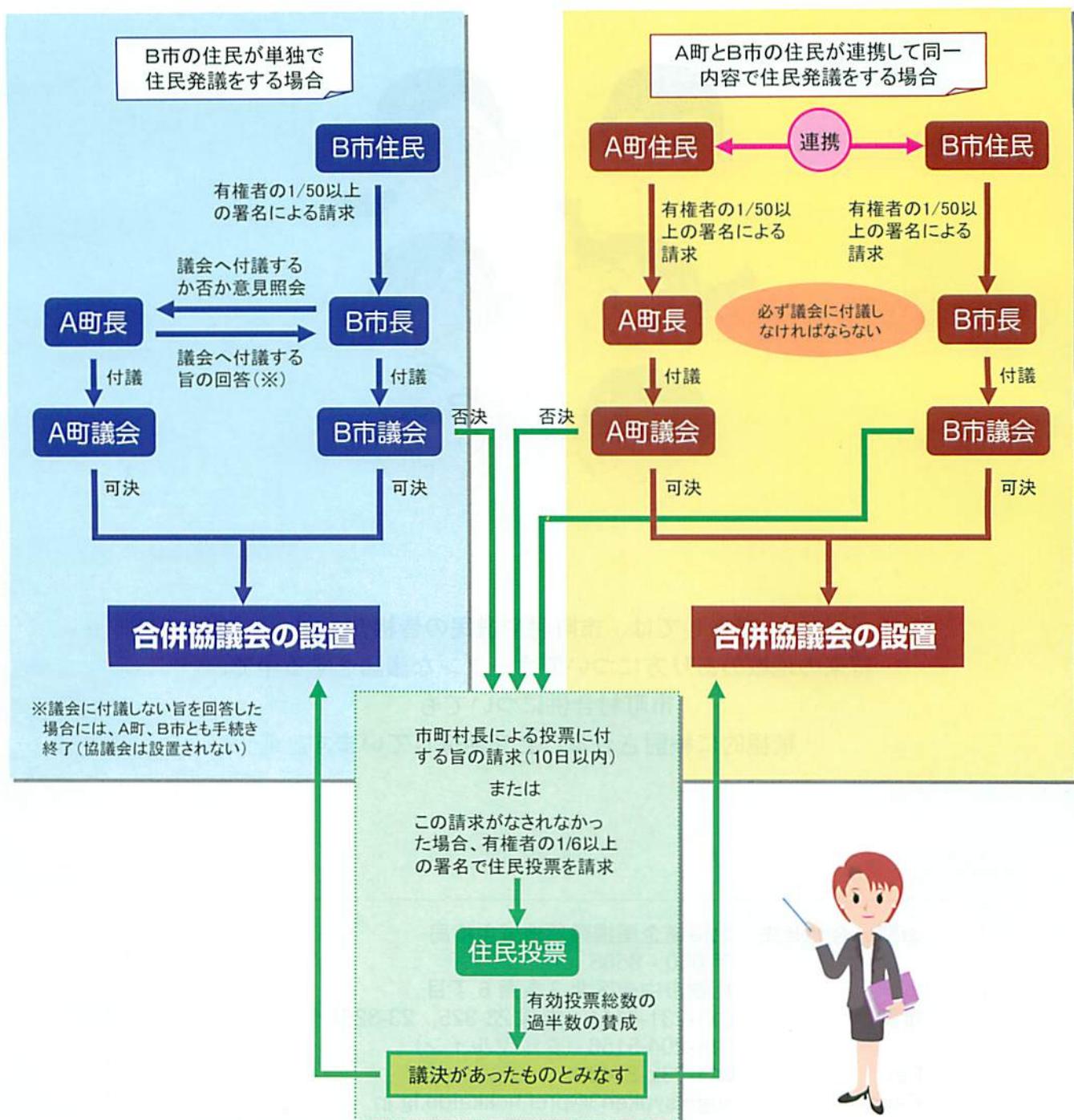
# 住民主導で合併を進めることはできますか

住民主導で合併協議会の設置を請求する「住民発議」という制度もあります。

「住民発議」には、合併の相手方となる市町村を示して単独で請求する方法と、複数の市町村の住民が連携して同一の請求を行う方法があります。

次の例はいずれも2団体による合併協議会の設置を請求する場合を示していますが、3以上の市町村による合併協議会の設置を請求することもできます。

これまでに道内では12件の住民発議があり、そのうち2件で最終的に合併協議会が設置されました。





道としては、市町村や道民の皆様が、  
将来の地域のあり方についてオープンな議論をする中で、  
市町村合併についても  
積極的に検討されることを期待しています。

|         |   |
|---------|---|
| お問い合わせ先 | 北海道企画振興部地域主権局<br>〒 060 - 8588   |
| 電話      | 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目<br>011-231-4111 (内線 23-325, 23-326)<br>011-204-5156 (ダイヤルイン)                                  |
| Fax     | 011-232-2743  |
| E-mail  | sogo.syuken3@pref.hokkaido.lg.jp  |
| URL     | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/gappei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/gappei.htm</a> |